②市民だけで解決することが困難な課題は、市役所と市民がともに考え、ともに働きながら解決を図ります。（補完）

③多くの市民が関係する課題（市全体の課題等）については、市役所が責任を持ち、企画の段階から市民とともに考えながら解決を図ります。

具体的な取り組み

「ともに働く元気な養父づくり」の基本方向を具体化するため、市役所は、次の取り組みを重点的に進めます。

⑴ともに働く市民づくり

①社会教育・公民館事業等において「ともに働く元気な養父づくり」の考え方や推進手法に関する学習機会を充実させます。

②市民の参加を得て「ともに働く元気な養父づくり」を推進するリーダーやマネージャー、コーディネーターを養成します。

③「ともに働く元気な養父づくり」に関する情報を、CATV、広報紙、ホームページなどの多様な手段で伝えます。

④公益的な活動を実践する優れた市民団体を表彰する制度を設けます。

⑵ともに働く職員づくり

①職員は、市民から「親切で頼りになるまちづくりのパートナー」として信頼してもらえるよう、日常の業務の中で市民が困っていることをしっかり受け止め、ともに考え、ともに働きながら解決していく姿勢を持つとともに、市民のよき相談役、アドバイザーとしての資質や能力の向上に努めます。

②市役所は、市民とともに考え、ともに働く職員を養成するため、「ともに働く元気な養父づくり」の理解及びまちづくりの知識・技能等に関する研修の機会を充実するとともに、各職域において実践活動を奨励します。

⑶ともに働く手法づくり

①「ともに働く元気な養父づくり推進条例」（仮称）の制定＝本指針をもとに、市民や市役所が行う「ともに働く元気な養父づくり」の根拠となる推進条例の制定を目指します。

②ともに働くまちづくりの手法の整備＝「ともに働く元気な養父づくり」を積極的に進めるため、共催、委託、公の財産の使用、後援、補助金の交付等、ともに働くまちづくりの手法を整え、普及を図ります。

③市役所の職員による地域担当チームの設置＝地域課題の解決に向けた市民の取り組みを支援するため、地域担当職員制度を設けます。

④「ともに働く元気な養父づくりテキスト」（仮称）の作成＝市民や市職員が「ともに働く元気な養父づくり」の考え方や手法の普及を図るため、分かりやすいテキストを作成します。

⑤まちづくり応援隊（まちづくり人材バンク）の創設＝内外で活躍しているまちづくりの専門家やボランティアの協力を得て応援隊（人材バンク）を組織し、市民の必要に応じて、研修会の講師、技術者、労力提供者等を派遣できるようにします。

⑷市民同士、市民と市役所がともに働く仕組みづくり

①ともに考える機会づくり

政策、施策等の立案等に際しては、広く市民の意見を反映させるため、次のようなともに考える機会を充実します。

■積極的な情報公開に努めます。

■市民の政策提案の手続きを整備します。

■市民とともに研究を進めるため、事業等の企画にワークショップ手法を導入します。

■市民提言やパブリックコメントの手続きを整備します。

■審議会などの付属機関等への公募委員の登用を図ります。

②市役所の推進体制づくり

「ともに働く元気な養父づくり施策」を総合的に推進する体制づくりとして、本庁に担当部署、地域局にまちづくり課を置くとともに、公民館とまちづくり課との連携を強化します。また、課題に応じて部局横断的なプロジェクトチームを設置します。

③支援の仕組みづくり

市民とともに考え、ともに働きながら、NPO等を設立しようとする市民、運営に困っている市民団体に助言や指導のできる仕組みをつくっていきます。

④やぶ市民活動センターの設置

市民活動を間接的に支援し、市民間、市民・行政間の交流と連携を促進するための拠点として、市民団体と協働で「市民活動センター」を設置します。

同センターは、初動期にあるNPO等に対する活動拠点や事務所スペースの提供、市民団体のネットワークづくり、団体相互の交流・連携支援、まちづくり相談業務など、中間支援機能を担うものとします。

⑤事業の進行管理と評価

「ともに働く元気な養父づくり」として行う事業の効果等を検証し、市民に対する説明責任を果たすため、評価制度をつくって適正に運用します。